

第4号様式（第15条第2項）

木更津市転居費用助成可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付で申請のありました転居費用の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

転居費用の助成の額 円

2 支給できません。

（理由）

教示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。